

①利用調整に係る基本点数表

番号	保護者の状況				基本点数					
	事由	状況			父	母				
1	就労	外勤		月160時間以上	10	10				
				月120時間以上160時間未満	8	8				
				月64時間以上120時間未満	6	6				
				月48時間以上64時間未満	4	4				
		自営業(農業・漁業含む)		中心者		月160時間以上	10	10		
						月120時間以上160時間未満	8	8		
						月64時間以上120時間未満	6	6		
						月48時間以上64時間未満	4	4		
				協力者		月160時間以上	9	9		
						月120時間以上160時間未満	7	7		
						月64時間以上120時間未満	5	5		
						月48時間以上64時間未満	4	4		
		内職		月160時間以上	8	8				
				月120時間以上160時間未満	6	6				
				月64時間以上120時間未満	4	4				
				月48時間以上64時間未満	3	3				
2	妊娠・出産	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から出産後8週間を経過する日の属する月の末日までの期間			-	10				
3	疾病・負傷・障害	疾病・負傷		入院		1箇月以上	10	10		
						1箇月未満	8	8		
		養		居宅療養		病臥		常時臥床	10	10
						長期加療		通院加療を行い、常に安静を要する場合		7
				一般療養		上記以外の自宅療養で、保育に支障がある場合		5	5	
				障害		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級又は愛護手帳Aの交付を受けている場合		10	10	

		身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳3級又は愛護手帳Bの交付を受けている場合	8	8
		身体障害者手帳5・6級の交付を受けている場合	6	6
4	介護・看護	月160時間以上、長期入院者、常時病臥者、心身障害者の介護や入院、通院、通所の付き添いを行っている場合	9	9
		月120時間以上160時間未満、長期入院者、常時病臥者、心身障害者の介護や入院、通院、通所の付き添いを行っている場合	7	7
		月64時間以上120時間未満、長期入院者、常時病臥者、心身障害者の介護や入院、通院、通所の付き添いを行っている場合	5	5
		月48時間以上64時間未満、長期入院者、常時病臥者、心身障害者の介護や入院、通院、通所の付き添いを行っている場合	4	4
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10	10
6	求職活動(起業の準備を含む。)	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合	4	4
7	就学・職業訓練	月160時間以上、就学中又は職業訓練を受けている場合	8	8
		月120時間以上160時間未満、就学中又は職業訓練を受けている場合	6	6
		月64時間以上120時間未満、就学中又は職業訓練を受けている場合	4	4
		月48時間以上64時間未満、就学中又は職業訓練を受けている場合	3	3
8	虐待・DV	児童虐待又はDVの可能性があり、社会的養護が必要な場合	25	
9	育児休業	育児休業取得時に既に保育を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められる場合	8	8
10	その他	前各部に類するものとして町長が認める事由にある場合	前各部に準じた点数(3~10)	

備考

- 1 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの点数の合算を基本点数とする。ただし、8虐待・DVに該当する場合は、25点とする。
- 3 父母が複数の事由に該当する場合は、各々基本点数の高い方の事由の点数を採用する。
- 4 父母がいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定する。

②利用調整に係る調整点数表

番号	家庭の状況	調整点数
1	ひとり親世帯(離婚・離婚調停中・死別等)	15
2	生活保護世帯(就労により自立が見込まれる場合)	10
3	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	10
4	児童虐待又はDVの可能性があり、社会的養護が必要な場合	25
5	当該申請する子どもが身体障害者手帳又は愛護手帳等を交付されている場合	10
6	産後休暇又は育児休業により復職予定の場合	5
7	兄弟姉妹がすでに利用している保育所等の利用を希望する場合	5
8	地域型保育事業の卒園児童の場合(年齢制限により、継続利用ができない場合)	10
8	同居する65歳未満の親族が児童を保育できる場合	- 5
10	前各項に類するものとして町長が認める状況にある場合	前各項に準じた点数(-5~25)

備考 該当する状況に応じて加減算を行う(重複適用可)。

③基本点数と調整点数により利用調整できなかった場合の優先順位表

順位	優先事項
1	鯉ヶ沢町民である場合(転入予定者を除く)
2	基本点数が高い場合
3	当該保育所等の希望順位が高い場合
4	3箇月分以上の町税、保育料(利用者負担額)、その他に滞納がない場合
5	社会的・経済的状況を考慮し、優先されるべきと判断される場合